

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年8月24日 14時00分から16時00分まで 県防災新館 402会議室	
委員	委員長：森 一博（山梨大学大学院教授） 委員長代理：松野 範子（一級建築士） 委員：鈴木 優典（山梨学院大学教授） 中澤 秀昭（弁護士） 中島 朱美（山梨県立大学教授）	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日	
総契約件数	108件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 6件 ・通常指名競争入札 1件
一般競争入札	99件	
(総合評価)	(62件)	
通常指名競争入札	9件	
随意契約	0件	
指名停止状況	4件 (5者)	
私的独占又は不当な取引制限に係る情報処理状況	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した案件について、いずれも具申、勧告はなかった。	

別紙

別紙

《前回審議案件に関する補足説明》

〔中北農務事-21-0123 豊富南部地区 1工区区画整理付帯工事〕

〈説明〉

「随意契約については、ガイドライン等でそもそも見積り合わせを随意契約で求めているということか。」
という質問に対し補足説明。

- 山梨県財務規則第137条第3項において、『契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万元以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。』と定められており、原則、見積り合わせを実施することとなっているが、「特別の理由」がある場合はこれによらないこととなっている。
- 2期工事は、水路や基盤造成を行う工事で、本工事は耕起や石礫除去を行う工事であるが、工事エリアが一部重複している。そのため、同一の工事現場に異なる業者が同時期に施工することは難しいと判断した。また、現場事務所や現場代理人の兼任等によって諸経費を大幅に削減している。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とし、山梨県財務規則の特別な理由に該当すると考え見積り合わせ省略とした。

〈質疑応答〉

Q) 説明によると、工事エリアが一部重複していること及び水路工と基盤造成工が今回の工事と接していることが特別な理由、すなわち価格を大幅に削減することになるということか。

A) はい。

Q) もしそうしなければ(同一の業者と随意契約しなければ)、大幅の予算の増加が生じるということか。

A) 大幅とまではいえないかもしれないが、現場事務所やバリケードが共通仮設となっている。別業者に発注すると、新たにそれらを設置する必要があるため、随意契約にすることにより、経費が削減できる。

Q) この工事は特に急ぐ必要があったものか。

A) 3月発注の工事であるが、4月には地権者に畑を引き渡す必要があった。

Q) 見積り合わせによらなくてもよい特別の事情については、規則等で列挙されているか。

A) はい。

Q) それはどのようなものか。

A) ・一個人又は一会社の専有する物品を購入するとき。

・急施を要し他の業者から見積書を徴するいとまがないとき。

・見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。

・分解しなければ、見積ることができない物品又は施設等の修繕。

・再度の入札に付し落札者がいないときで、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と価格交渉により随意契約するとき。

・落札者が契約を結ばないときで、次順位者と価格交渉により随意契約するとき。

となっている。

Q) 今回はこのうちのどの条項にあたりと判断したのか。

- A) 時間的に急いでおり、他の業者が入るとなると、工期が遅れ、地権者への引き渡しが遅れてしまうという懸念があった。
- Q) そうなると、主には、現場の重複ではなく、地権者に引き渡し耕作していただく、急いでいたということがその理由ということか。
- A) 急いでいたということもあるが、狭いところで現場が重複しているため、当該業者しか工事できる業者がいないということである。
当該業者しか工事をするができないため、見積合わせを省略し、単独随契とした。契約するにあたっては、県で積算をし、当該業者からの見積書と比較、検証し、通常よりもかなり安い金額となっていることを確認している。
また、『建設工事における随意契約の指針』においては、地方自治法施行令の「競争入札に付することが不利と認められるとき」にあたるかとされている。
- Q) その不利とはどのような場合のことをいうのか。また、見積合わせ省略の理由については、どの基準を適用しているのか。入札に付して、一者入札になったとしてもこの価格になるのであれば、結果は変わらないと考えるが、不利とはどのようなことをいうのか。
- A) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事、本体工事と密接に関連する付帯的な工事の場合で、経費の節減、工期の短縮ができる等有利と認められる場合、が不利と認められる場合となっている。
- Q) 実際に共通仮設によりどれくらいの節減効果があったのか。
- A) 概ね 120 万円程度である。
- Q) 前回の審議の中で、今回の工事場所は 2 期工事と隣接しているものの異なる場所で間違いないかという質問に対し、異なる場所であるという回答があったが、予期せぬ追加工事とも、今回の工事に付帯する工事とも言えないと思えるが、どのように考えているか。
- A) 前回、異なる工事と回答したことについては、2 期工事の主たる工種が山際に設置する水路工事であり、本工事はほ場の耕起が主な工種であるため、主たる工種について重複はないという意味で異なる場所と説明したが、実際の現場は重複しているため、今回補足で説明したところである。
- Q) 今回、主たる工事としては別の工事であるが、現場が重複する部分があったということ、その重複部分、隣接部分があったことにより、随意契約が妥当であり、また、経費の削減効果があるという判断のもと、見積合わせを省略したものであり、これは入札のルールにも基本的には従ったものであるということによろしいか。
- A) はい。

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(事後審査型)〕

〔中北林環事 22-0029 林業専用道大平2号支線開設工事(余フ)〕

〈工事概要〉

林業専用道開設L=40m、W=3.6m

土工V=1,504m³、コンクリート路面工A=148m²、路盤工A=319m²、

法面保護工(浸食防止マット)A=346m²、法面保護工(浸食防止シート)A=386m²、

防護施設工(ガードレール)L=32m、排水施設工(横断溝)L=30m

〈予定価格〉

15,578,200円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 中北林務環境事務所管内
- ・競争入札参加資格 土木一式C
- ・企業の施工実績 4百万円以上の土木一式工事
ただし、元請として請負い、平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満のため不要

〈質疑応答〉

- Q) 応札可能業者100者に対し、応札業者が2者ということについて、やや少ないと感じるが、どのような事情があったのか。時期的なもの等いろいろあると思うが。
- A) 林道の開設工事ということで、工事場所が奥地であること、山間部のため工事の難易度が高いことから、業者も技術者が少ない中で応札する業者が少なかったのではないかと考えている。
- Q) 2社応札でありながら、99.56%と高い落札率となっている。林道に係る工事については、全体的に落札率が高いようであるが、その理由は。
- A) 奥地の工事であり、山間の工事場所が厳しい場所であることから、県が予定価格、積算単価を公表している中、業者がシビアに積算しても、利益を確保することが難しいため、入札金額が高くなっていると考え。
- Q) 工事の種類からして、企業努力が入りにくいということか。
- A) 林業専用道に関しては、コンクリート構造物がなく、土工事が中心であるため、削減できる部分が少ない工事である。
- Q) 資材の部分で削減が難しいということか。
- A) そうである。
- Q) 既設区間は同じ業者が受注しているのか。
- A) 昨年度発注の同工事については、同じ業者が受注している。
- Q) 時期的に、特に工事が多い時期、少ない時期ということはあるか。
- A) そのようなことはない。

2〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**峡南林環事-22-0040 中島沢治山工事(2補)**〕

〈工事概要〉

山腹工 A=0.21ha、土工 V=123m³、法面工

簡易法枠工(枠内特殊植生基材吹付) A=708m²、実播工(特殊植生基材客土吹付工) A=2,895m²

水路工、水路留 4箇所、緑化水路 L=60m

〈予定価格〉

58,447,400円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 峡南林務環境事務所管内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A又はB
- ・企業の施工実績 2千万円以上の河川・砂防工事
ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満のため不要

〈質疑応答〉

Q) 図面を見ると、令和2年度既設のものがあるが、当該工事と同じ業者が施工しているのか。

A) その通りである。

Q) 応札可能業者はいるものの、実際に施工できる業者がなかなかいないということか。

A) そのように考える。

Q) 場所の条件、工事の内容も含めて技術的に簡単な工事ではないということか。

A) 難易度はやや難である。山腹工であり、傾斜が急であるため、それに対応するための安全対策が必要であること、場所が狭く作業スペースが限られる。また、当該工事については、索道を使うことなど、条件が厳しくなっている。

Q) 当該工事の受注業者は、前期の工事も受注したということであるが、その意味で当該工事を施工しやすいということはあるか。

A) 現地の工事状況を熟知しているため、工事しやすい面はあると考える。

Q) 特殊植生基材吹付工事とはどのようなものか。

A) 基盤材を兼ねて種を混ぜたものを吹き付けるもの。緑化されるものである。

Q) 浸水性があり、根が張るために崩れないということか。

A) そうである。

3〔一般競争入札(総合評価落札方式)〕

〔富東林環事-22-0021 林道細野鹿留線(御正体山西工区)開設工事〕

〈工事概要〉

林道開設 L=126m、W=5.0m、舗装 A=753 m²(L=143m)、
重力式擁壁 V=8 m³、モルタル吹付工 A=1,025 m²、植生基材吹付 A=567 m²、
排水施設工1式、防護施設工1式

〈予定価格〉

69, 173, 500 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 富士東部林務環境事務所管内
- ・競争入札参加資格 土木工事業 A または B
- ・企業の施工実績 2千万円以上の道路工事
ただし、元請として請負い平成 19 年 4 月 1 日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の
場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満の工事であるため不要

〈質疑応答〉

- Q) 本件は、場所が急峻であることなどから、業者の立場からすると条件が良くないということであるが、開設工事全体では 20 kmほどであるということであるが、今回受注業者については、過去の接続する部分についても同じ業者が受注しているのか。
- A) 現在全体計画の進捗は 79%。当該工事区間に関しては、ここ 4 年程をみると、一者入札であり、同一業者が受注している。
- Q) ほかの業者からすると、入札参加を見送りたい場所ということか。
- A) 山奥であること、地質の変化が大きいことから、利益、安全面を考慮すると敬遠するのではないかと考える。
- Q) 大月方面において、今期、天野工業(株)は、上野原市秋山での谷止工、大月市七保の道路工事を JV で受注しており、積極的に入札に参加しているようであるが、どのような業者なのか。
- A) 管内の治山林道工事に関しては、一番事業を担っている業者である。大月、都留方面においては、治山、林道いずれも積極的に入札に参加している。
- Q) 大月、都留方面の地形や施工に詳しく、熟知している業者であるということか。
- A) かなり慣れているといえる。
- Q) これまでの説明だと、今後も複数の入札参加者はあまり期待できないように聞こえるが、参加者を増やす工夫はしているか。
- A) 現場代理人の兼務、工期の余裕期間制度を設定している。治山林道工事については、冬が早いとため早期発注をするようにしている。また、夏は涼しいという面があるため、発注時期を考慮している。
- Q) 余裕期間制度の活用の話があったが、業者から意見を吸い上げるような仕組みはあるか。
- A) 工事を通じて業者とのやり取りはあるが、要望が多いものに関しては、本課を通して対応していきたい。

- Q) 地形によっては、例えば谷止工だと、冬は水が流れていないため工事がしやすいということも考えられるが、そういったことも踏まえて、工事の発注時期を考慮すると、業者も工事時期が分散して受注しやすくなると思うがいかがか。
- A) 発注時期はかなり影響すると考えている。できるだけ現場にあった発注時期を考えていきたい。

4[一般競争入札(事後審査型)]

[中北建設事-22-0075 (主) 葦崎増富線 道路工事]

〈工事概要〉

落石対策工事

ロープ伏工 A=128m²、ロープ掛工 N=1箇所、岩塊固定工 N=1箇所

〈予定価格〉

17,589,000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 中北建設事務所 峡北支所管内
- ・競争入札参加資格 土木工事業C
- ・企業の施工実績 元請として請負い、平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの請負金額500万円以上の土木一式工事の施工実績。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 予定価格が8千万円未満の工事であるため不要。

〈質疑応答〉

- Q) 一者入札の理由については説明があったところであるが、工期に関してはどうか。雨が多い時期の発注ではあるが、影響はないか。
- A) 結果としては、工事は順調に進んでいる状況。今回の工事場所は谷地形でもないため、影響はなかったと考える。
- Q) ロープ伏工とはどのような工事か。
- A) 本工事は、ロープ伏工、ロープ掛工、岩塊固定工があるが、これらは、順に抑える石等の大きさが大きくなる。ロープ伏工は網状のロープにより比較的小さい転石を抑えていく工事。ロープ掛工はさらに大きな岩塊を固定するために、十字にロープを張って固定する。さらに大きな岩塊に関しては、岩にアンカーを指して上から引っ張って法面等で抑えるという工事。
- Q) 葦崎増富線は、ほかに道がないということもあり、落石対策工事については、常に必要な状況であると推察するが、過去の工事において、他の業者が受注した実績はあるか。
- A) 同路線における他社の受注実績については、確認してみないとわからない。
- Q) 工事は必要なものではあると思うが、一者入札が続くようでも困るので、複数の業者が入札に参加できるような環境を整えていただきたい。
- A) 複数参加が図れるよう、引き続き配慮していく。

5[一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査型）]

[流域下水道-22-0001 釜無川流域下水道釜無川1号幹線管路施設耐震補強・更新工事(余フ)(2補)]

〈工事概要〉

マンホール蓋更新 N=94箇所

管口耐震化工（耐震誘導目地方式） N=7箇所、 管口耐震化工（可とう継手方式②） N=1箇所

〈予定価格〉

52,910,000円（消費税含む）

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 中北建設事務所管内
- ・競争入札参加資格 土木一式 A又はB（特定建設業許可を要する）
- ・企業の施工実績 2千万円以上の下水道工事。
ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
- ・配置予定技術者の資格 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

〈質疑応答〉

Q) 辞退理由は何か。

A) 業者から提出された辞退理由書によれば、「他工事の受注を目指すこととなり、技術者及び作業班の確保のため」となっている。

Q) 今後の発注が多いため一者入札となったということであるが、今後、入札となる案件は金額や利幅が大きいものが多いのか。

A) 下水道工事に限らず、県、国等が第2四半期にかけて発注数が増えていく時期であるため、いろいろな受注の候補があると考えられる。

Q) 当該工事は、受注しづらい工事であるか。

A) これまでの傾向として、下請け業者が入っている工事であるため、特殊な面はある。

Q) 工事に付帯して、特殊な作業のために下請け業者が必要であるということか。

A) はい。

Q) 技術的には難易度が高い工事であるか。

A) 夜間工事があるため、やや難となるが、工事自体の難易度はそれほど高くない。

Q) 受注業者は、同様の工事を比較的多く受注しているか。

A) 以前にも同様の工事を発注した時に、入札参加している。

Q) その工事も落札したか。

A) 2者参加しており、別の業者が落札した。

Q) それは今回辞退した業者とは別の業者か。

A) 今回辞退した業者である。

Q) 同様の工事はこの2者が多いということか。

A) 地域にもよるが、この地域では以前も同じ組み合わせであった。

Q) 入札している時は、業者自身が一者入札であることがわかるか。

A) わからない。結果を公表して初めてわかる。

Q) 予定価格から下がっていないが、企業努力は難しい工事か。

A) 推測にはなるが、下請け部分が多いため、下請け業者との契約金額を踏まえ、自社の利益を計上して積算するため、金額が下がらないのではないかと考える。

6〔一般競争入札(事後審査型)〕

〔早川発電管理-22-0004 野呂川発電所 水路金物塗装工事〕

〈工事概要〉

塗装工(ゲート・スクリーン・バケット) A=275m²、 塗装工(巻揚機・操作盤・橋梁等) A=570m²
仮設工 一式

〈予定価格〉

28, 985, 000円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 塗装工事業 |
| ・企業の施工実績 | 請負金額1千万円以上の、鉄管、水路金物又は橋梁の塗装工事の実績。ただし、元請として請負い平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 予定価格が8千万円未満のため不要 |

〈質疑応答〉

Q) 場所は業者の立場からすると、かなり困難な場所であるか。

A) 道がないため、登山道を歩いて一番遠い場所では1時間ほどかかる。機材はヘリで運ぶこととなるため、大変な工事ではある。

Q) 取水口まで道がないのか。

A) 登山道しかない。

Q) 落札業者とは差がついているが、2位、3位は同じ価格で4位の業者も差が小さい。根拠はどのようになっているのか。

A) 県の積算単価は使えず、業者から見積を徴収している。予定価格は公表されているため、施工場所のこともあり、予定価格に近い価格で入札したのではないかと。

Q) このような塗装工事の場合、長い時間がかかるか。

A) 長い時間がかかる。普段水につかっている部分も全て塗装をする必要があるため、発電所を止めて塗装をするため、効率よく作業する必要がある。

Q) 同様の工事については、参加業者はいつも同じか。

A) いつも同じではなく、バラバラとなっている。

Q) 大変な工事ではあると思うが。

A) 応札者数は多くなっている。

Q) その要因はわかるか。

A) 要因は不明ではあるが、発注者としては競争が働くことにより価格が落ちているため、良いことだと考えている。

7〔通常指名競争入札〕

〔営繕課-22-0040 吉田高校テニスコート改修工事〕

〈工事概要〉

- テニスコート(3面)の改修工事
- 緑色スクリーニングス舗装 2,640m²
- コートラインの撤去及び新設 3面
- ネットフェンスの撤去及び新設 18m

〈予定価格〉

9,372,000円(消費税含む)

〈指名業者選定の基準〉

1. 土木一式工事CまたはDに該当する資格を有し、業者状態が正常で納税状態が完納な業者は293社である。
2. 本店所在地が富士吉田市内にある25社を選定した。
3. 土木工事の施工実績のある16社を選定した。
4. 施工実績のある会社の中から工事場所と会社所在地との距離が近い順に7社を選定した。

〈質疑応答〉

Q) 指名業者を5社から7社に増やした理由というは、土木工事の施工実績がある16社が少ないということか。

A) 土木工事の施工実績がある16社のうち、工事場所と会社所在地が近い5社の施工実績が少なかった。2者以上の入札がないと競争入札が成立しないため、1.5倍の7社を選定した。

Q) 工事場所と会社の距離が1.5kmまでの業者を選んでいるように見えるが。

A) 近い順に7社を選定した。距離は偶然である。

Q) 工事としては、普通の工事か。

A) 難易度でいうとやや難ではあるが、公園工事であるので、易しい方になる。

Q) 落札率が99.65%となっているが、県の積算根拠と変わらない額となっているということか。

A) 実際に内訳書の単価を比較してみたが、基本的には、公表されている積算単価を使用しており、積算は適正に行われている。予定価格は公表されているため、その予定価格内で入札したのではないかと考える。

Q) 予定価格を超過したために辞退した業者がいたということであるが、県の積算を超過してしまう理由はわかるか。

A) 応札した業者であれば確認もできるが、当該業者は入札しておらず、また、総合評価でないため辞退届の提出もない。そのため、積算超過の理由は不明である。